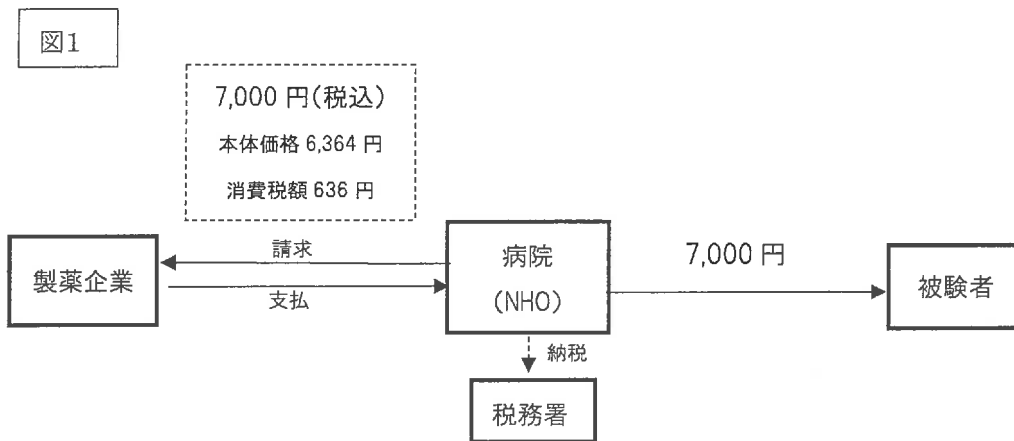


治験における被験者負担軽減費に関する消費税の取り扱いについて

1. 負担軽減費における国立病院機構の現状

国立病院機構(以下、NHO)では、負担軽減費について(図1)のとおり運用となっている。例として負担軽減費の基本額である7,000円を用いる。



(図1)のとおり、NHOは依頼者へ税込み7,000円で請求しているため、事実上依頼者より入金されているのは課税額を除いた6,364円となっている。被験者への支払いが7,000円であるため、NHOは被験者へ支払う際に636円の負担が発生している。

2. 今後の方針について

負担軽減費については、本来依頼者から被験者へ支払うものであることから、NHOが差額について負担する必要はないため、負担分を適正化することとした。NHOにおける治験契約において、現在税込み金額で依頼者へ請求している負担軽減費を、令和6年4月1日以降に契約を締結する課題では外税で請求することとする。(図2)

なお、被験者へ支払う際の金額に現行からの変更はない。

別紙

図 2

